

総合型実務修習（仮称）の運用に関する議論の整理（案）

1 修習地

総合型実務修習は、原則として、分野別実務修習における配属修習地で行う。修習内容の多様化を図るために、期間を限定して配属修習地以外の場所で修習を行うことを認める。なお、各修習地においても学ぶべき専門的領域が存在することを司法修習生に周知し、司法修習生の関心が大都市での修習に偏らないよう指導する。

* 外国での修習については、実務修習としての意義、監督の在り方などを更に検討の上、その可否を決めることはどうか。

2 修習先

総合型実務修習は、原則として、分野別実務修習で配属された弁護士事務所をいわゆるホームグラウンドとし、その他の修習先での修習がないときは、その弁護士事務所において修習を行う。

ホームグラウンドにおける修習は、総合型実務修習の期間を通じて一定の期間以上行わなければならない。

* この反面として、2か月間を通じて1か所の修習先での修習は許されないことになるが、それでよいか。逆に、2か月間を通じてホームグラウンドの弁護士事務所だけの修習を行うことはどうか。

ホームグラウンド以外の修習先については、各実務修習庁会が、できるだけ多様な個別修習メニューを用意するよう努める。

司法修習生が自ら開拓した修習先での修習も、実務修習として相応しいものであれば認める。

司法修習生が就職を予定している弁護士事務所は、原則として、ホームグラウンドとしても、その他の修習先としても避ける方向で指導する。

民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等，法曹の活動に密接な関係を有する分野を担当する機関における修習も，実務修習先として相応しいものであれば許容する。

3 指導監督体制

総合型実務修習は，各実務修習地の弁護士会に委託して行い，司法修習生に対する監督は，基本的に，当該弁護士会長に委託する。

4 修習プランの立案とその審査手続

司法修習生は，実務修習庁会が用意した個別修習先，自ら開拓した修習受入先及びホームグラウンドにおける修習を適宜組み合わせ，総合型実務修習の修習プランを立案し，各実務修習地の実務修習指導担当者によって構成される連絡委員会（仮称）に提出して，その審査を経る。

同委員会は，修習プランの審査に当たり，原則として司法修習生の立案を尊重するが，修習プランに実務修習として相応しくない点があるときは，これを是正させる。

* 修習受入先は，受入対象者の前提知識・経験等について一定の条件等（例えば，法科大学院や分野別実務修習で一定の基礎知識を修得していることを条件とするなど）を付し，これを受入れの適否や優先順位を決定する要素とすることができるものとするかどうか。

5 修習実績の評価

司法修習生は，総合型実務修習終了時点において，修習の成果等を記載したレポートを修習担当弁護士を通じて弁護士会に提出する。

弁護士会長は，上記レポートのほか，修習指導担当弁護士及び個別修習先からの修習実績についてのコメントなどに基づいて，修習の成果を評価する。